

## 「スクールバス(利南東小学校)」仕様書

### 1 購入数

1台

### 2 規格等

三菱ふそう ローザ PRO 4WD LONGBODY 29人乗 ライジングホワイト

### 3 型式

2WG-BG740G(指定) ※モデルチェンジ等あった場合は最新モデルで見積もること

### 4 オプション装備

- ・プレヒーター
- ・ヒータ付燃料フィルター
- ・不凍液マイナス35℃対応
- ・電動補助ステップ
- ・スイングドア(オート)
- ・乗降口両側手すり
- ・フォグランプ
- ・サイドモールディング
- ・オーバーヘッドトレイ(助手席側のみ追加)
- ・バックカメラ&モニター
- ・室内バックミラー(大型平面鏡)

### 5 付属品

- ・スタッドレスタイヤ(ホイール付)6本 ※タイヤについては日本製
- ・タイヤチェーン(ダブル)
- ・ナンバー枠(前後)
- ・フロアマット(運転席、助手席)
- ・三角表示板

### 6 ボディー架装

- ・LED 路肩灯(左右)
- ・団体名札差
- ・スイング扉用の乗降口手すり部カバー(開閉時危険防止対策)鉄板張り等
- ・ドライブレコーダー(2カメラ) ※前方及び後方録画タイプ
- ・アンダーコート(床下防錆処理塗装)

- ・2人掛けシートに3人掛け用シートベルトの設置(2人掛けシート8シート)
- ・サイドバイザー取付
- ・指定文字・ロゴ・スクールバスマーク等

**【沼田市スクールバス】**

左右後方2箇所

サイズ：8cm程度

文字はゴシック調で統一(黒色)、1枚のシートであること

**【森林文化都市キャラクターぬまたんち】**

左右後方3箇所

サイズ：幅45cm程度

キャラクターイラストと文字が独立しないこと、1枚のシートであること

文字はゴシック調で統一

**【スクールバスマーク】(道路運送車両の保安基準第18条第9項を遵守)**

前後左右面4箇所

サイズ：三角形の1辺の長さ50cm以上

(車体構造により50cm程度にすることができない場合は30cm以上とする)

**【市章①】**

正面中心部1箇所

サイズ：別紙直径Aを12cm程度

**【市章②+沼田市】**

左右後方下部2箇所

サイズ：別紙直径Aを10cm程度、文字8cm程度

文字はゴシック調で統一

7 諸費用等

自賠責保険料、手続代行費用、納車費用、検査登録費用、リサイクル関連費用、自動車重量税等必要な諸経費を含むものとする

8 納期

令和8年12月25日まで

9 納車場所

沼田東中学校 沼田市横塚町1118番地

10 その他

下取り車両なし

【森林文化都市キャラクターぬまたんち】

明示例



森林文化都市キャラクター

ぬ また ん ち



サイズ：幅 45cm 程度

キャラクターイラストと文字が独立しないこと

1枚のシートであること

背景は無色透明

## キャラクターカラー

キャラクターカラーとして次の6色を規定します。  
これらの6色のコンビネーションは、常に正確に再現  
してください。必ずプロセスインクの数値規定や色見

本を使用し、本マニュアルによる再現が不可能な場合（ア  
プリケーションアイテムが特殊素材の場合）は、必ず企  
画課まで試験サンプルを提出して指示を受けてください。



WOOD BEIGE

プロセスインク M3%+Y19%



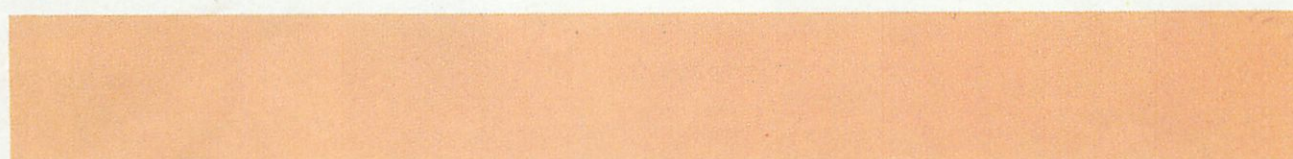
HONEY YELLOW

プロセスインク M16%+Y60%



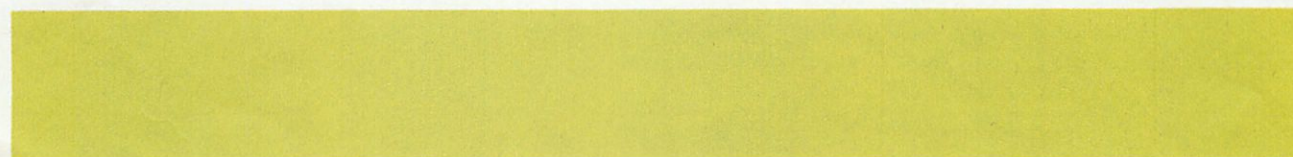
CHERRY PINK

プロセスインク M35%+Y40%



APPLE GREEN

プロセスインク C33%+Y95%



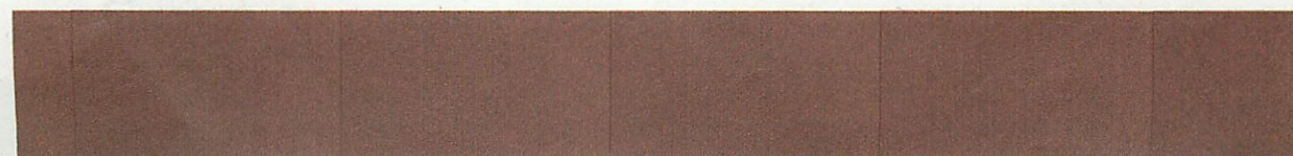
FOREST GREEN

プロセスインク C100%+M56%+Y78%



EARTH BROWN

プロセスインク C58%+M80%+Y90%



て、かつ、歩行者の頭部及びバンパの保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

18 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第6項の基準に適合するものとする。

- 一 ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。）及びバンパの表面に鋭い突起を有していないこと
- 二 欧州連合規則78/2009に適合するもの

19 車枠及び車体の車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第7項の告示で定める基準は、協定規則第66号の規則5.に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

- 一 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであつて、かつ、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであつて、かつ、車両転覆時の乗車人員の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの

20 協定規則第121号の規則5.が適用される自動車のテルテール(第168条の表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグ及び側方のエアバッグに係るものに限る。)が異常を示す点灯をしているものは、第8項、第10項、第12項及び第14項の基準に適合しないものとする。

21 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。この場合において、最大積載量の単位記号は、kg又はtとし、最大積載容積の単位記号は、L又はm<sup>3</sup>とする。

22 保安基準第18条第9項に基づき、専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式の例によるものとする。

- 一 形状は、1辺の長さが50cm以上の正立三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラ

ス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあつては、1辺の長さを30cm以上とすることができる。

- 二 色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。
- 三 文字は、「スクールバス」、「幼稚園バス」等適宜の文字とする。

#### 様式の例

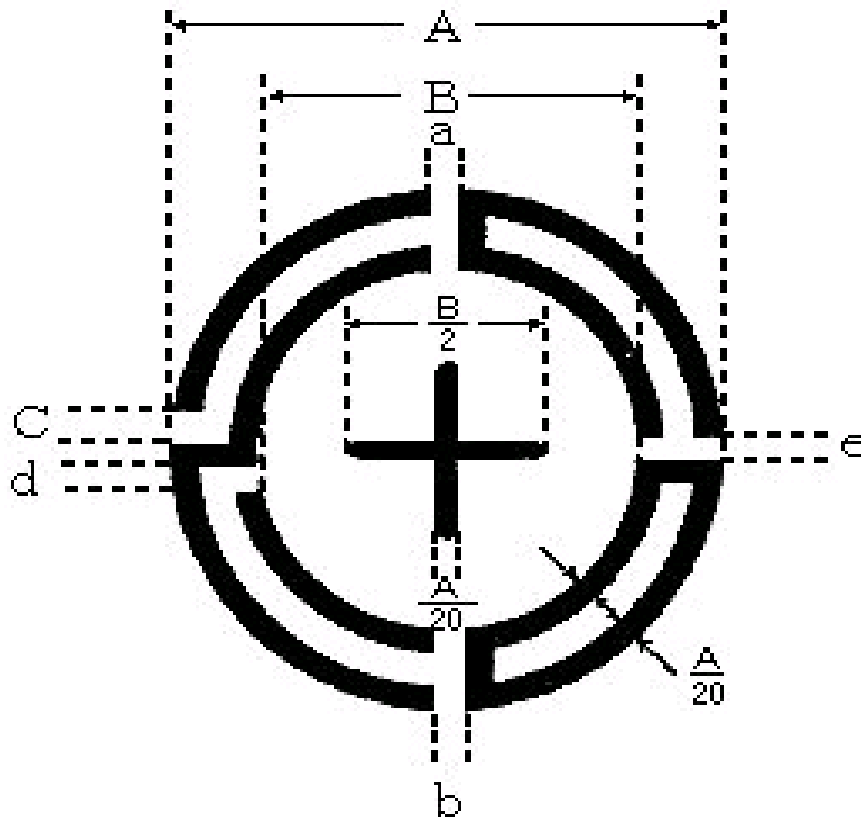


## 市章

### 図法及び規格

#### 注

- (1) 外環外側の直径をAとすれば各線の幅はそれぞれ20分のAとする。
- (2) 内環内側の直径をBとすればBは3分の2Aとする。
- (3) 十字形の長さは、縦横とも2分のBとする。
- (4) 十字形の幅は20分のAとし、中心は外環外側の中心とする。
- (5) 十字形の両端は、十字形の幅を直径とする半円とする。
- (6) a・b・c・d・eの幅は、それぞれ20分のAとする。



【スクールバス・参考写真】



